

町民課からのお知らせ

所得税・町県民税の相談に関するお知らせ

～平成26年分 確定申告・住民税申告(町民税・県民税)の相談を行います～

本年も下記日程により、所得税還付申告、所得税確定申告・住民税申告相談を行いますので、ご都合に合わせてご利用ください。

□所得税還付申告相談のみ

還付申告相談 開催日	ところ	とき
2/12(木) 13(金)	防災センター1F (役場本庁西側の 建物)	午前9時 ～ 午後4時

□所得税確定申告・住民税申告相談

※ただし、土・日曜日は除く

申告相談 開催日	ところ	とき
2/16(月)	潮南出張所	午前9時30分 ～ 午後4時
2/17(火)	久田見出張所	
2/18(水)	福地出張所	
2/19(木) 20(金)	錦津コミュニ ティセンター	午前9時 ～ 午後4時
2/23(月) ～25(水)	和知出張所	
2/26(木) ～ 3/16(月)	防災センター 1F (役場本庁西側 の建物)	

○所得税の確定申告書

〒501-3293 関市川間町2 関税務署

○町・県民税の申告書

〒505-0392 役場1階 町民課 住民税係

<お願い>

※申告会場で長時間お待ちいただいても、受け付けできない申告内容がありますので、あらかじめご了承ください。

※申告会場はたいへん混雑しますので、可能な限りご自身で作成、提出していただきますようお願いいたします。

国税庁ホームページ<http://www.nta.go.jp>の「確定申告書作成コーナー」では金額等を入力すれば税額等が自動計算され、誤りが少なくご自身で確定申告書の作成が出来ます。※作成したデータを利用して「e-Tax」により確定申告書を提出することができます。※郵送での申告書の提出も出来ますのでご利用ください。

<申告に必要なもの>

- 印鑑(納税となる方は、預金通帳登録印)
- 申告書(お手元がない方は申告会場のものをご利用ください)
- 源泉徴収票(給与所得者・公的年金受給者)
- 収支内訳書(営業所得・農業所得・不動産所得のあった人)
- 売買契約書および譲渡に係る必要経費の領収書(土地建物の譲渡による所得があった人)
- 国民年金保険料控除証明書、生命保険等の各種保険料控除証明書、障害者手帳など(各種控除を受ける人)
- 還付金振込金融機関(本人名義)の口座番号等がわかるもの(還付を受ける人)

【申告に際しての注意点等】

□消費税等の税率は平成26年4月1日から8%になっております。消費税等の確定申告書を作成するためには、課税売り上げ・課税仕入れは、帳簿等において、旧税率が適用されたものと新税率が適用されたものに区分しておく必要があります。